

平成 23 年 10 月 21 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

区内の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

【認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
デイサービス センター和 ～やわらぎ～	練馬区豊玉北 1 丁目 12 番 16 号	株式会社 L I V E L Y	10 名	平成 17 年 12 月 1 日	平成 23 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 11 月 30 日)
○ 実地指導の結果（平成 21 年 10 月 28 日実施） 法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して特段の問題は認められなかった。					

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
第三光陽苑 いずみ	練馬区西大泉 4 丁目 10 番 6 号	社会福祉法人 泉陽会	18 名	平成 17 年 12 月 1 日	平成 23 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 11 月 30 日)
○ 実地指導の結果（平成 23 年 2 月 25 日実施） 法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して特段の問題は認められなかった。					

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
シルバーハート 練馬 デイ サービスセン ター	練馬区春日町 6 丁目 11 番 10 号 プロスパ ー I 103 号	有限会社 シルバーハート	9 名	平成 18 年 1 月 1 日	平成 24 年 1 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 12 月 31 日)
○ 実地指導の結果（平成 21 年 11 月 13 日実施） 法第 23 条等に基づき実地指導を行った結果、運営に関して特段の問題は認められなかった。					

2 区外指定地域密着型サービス事業者等

平成 18 年 3 月 31 日以前から、練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「みなし指定事業者」という。）について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外のみなし指定事業者の更新については、みなし指定事業者にかかる被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
愛の家グループホーム川口東内野	埼玉県川口市東内野 293-1	メディカル・ケア・サービス株式会社	18 名	平成 17 年 11 月 1 日	平成 23 年 11 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 10 月 31 日)
※ 事業所所在地の保険者において、当該事業所の指定更新にあたり、運営に関し特段の問題は認められないことを確認した。					

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホーム真心の家三崎	神奈川県三浦市三崎町小網代 20-1	特定非営利活動法人 あおぞらの会	18 名	平成 17 年 12 月 1 日	平成 23 年 12 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 29 年 11 月 30 日)
※ 事業所所在地の保険者において、当該事業所の指定更新にあたり、運営に関し特段の問題は認められないことを確認した。					